

令和3年度三次市行政評価

2次評価結果一覧

行政チェック市民会議 資料

令和3年11月



三次市経営企画部企画調整課

項目別 評価事務事業数

| 取組の柱 | 大項目 | R3年度 評価事務事業数 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| | | |
| | 2. 教育 | 11 |
| | 3. スポーツ・文化 | 4 |
| | 4. 男女共同参画・平和・人権 | 3 |
| 小計 | | 34 |
| 第2 暮らしづくり | 1. 保健・医療 | 6 |
| | 2. 福祉 | 6 |
| | 3. 地域公共交通 | 3 |
| | 4. 防災・安全 | 7 |
| 小計 | | 22 |
| 第3 仕事づくり | 1. 就労促進・起業支援 | 2 |
| | 2. 農林畜産業等 | 15 |
| | 3. 商工業 | 7 |
| | 4. 観光 | 3 |
| | 5. 定住・交流 | 8 |
| 小計 | | 35 |
| 第4 環境づくり | 1. 自然環境 | 3 |
| | 2. 循環型社会 | 1 |
| | 3. 生活基盤 | 15 |
| | 4. 景観形成 | 2 |
| 小計 | | 21 |
| 第5 しきみづくり | 1. つながるしきみ | 15 |
| | 2. 行財政改革 | 3 |
| | 3. その他 | 0 |
| 小計 | | 18 |
| 合計 | | 130 |

事務事業評価 評価別集計

| | 【参考】 H30年度評価 | | 【参考】 R1年度評価 | | 【参考】 R2年度評価 | | R3年度 | | | |
|-----|-----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 2次評価 | | 2次評価 | | 2次評価 | | 1次評価 | | 2次評価 | |
| | 事務 事業数 | 割合 | 事務 事業数 | 割合 | 事務 事業数 | 割合 | 事務 事業数 | 割合 | 事務 事業数 | 割合 |
| ①拡大 | 3 | 1.8% | 2 | 1.3% | 1 | 0.7% | 3 | 2.3% | 3 | 2.3% |
| ②縮小 | 1 | 0.6% | 1 | 0.7% | 4 | 2.8% | 3 | 2.3% | 2 | 1.5% |
| ③継続 | 150 | 87.7% | 131 | 87.9% | 105 | 73.9% | 123 | 94.6% | 113 | 86.9% |
| ④終了 | 16 | 9.4% | 6 | 4.0% | 28 | 19.7% | 1 | 0.8% | 12 | 9.2% |
| ⑤廃止 | 1 | 0.6% | 9 | 6.0% | 4 | 2.8% | 0 | | 0 | |
| 合計 | 171 | 100.0% | 149 | 100.0% | 142 | 100.0% | 130 | 100.0% | 130 | 100.0% |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|----------------|--------------------|--------------------|-----------------------|---------|--------|---------|-----------------------|------|---|---|---------|--------|--------------------|---|---|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ひとづくり | 1 | 子育て | 一人ひとりの育ちを大切にす環境づくり | 1 | こども発達支援センター運営事業 | 子育て支援課 | 継続 | | 無 | | 乳幼児健診からつながる早期支援体制は、虐待・保護者の疾病防止等の観点からも重要である。 | 継続 | | 有 | 13効率的な組織体制の確立 | 発達に課題のある子どもが増加傾向にある中で、利用者数増加による経費拡大が課題となっている。今後も安定的に支援を継続していくため、「地域子育て支援センター」開設等による国県補助金の活用を進めるとともに、発達支援における適切な役割分担と一体的に支援する体制の確立を図る必要がある。また、成果指標に、センター利用・相談の実人数のほか、保育所等と連携し支援している人数、小学校や医療機関等へ適切につなげた人数、保護者の受着形成・育児意識に関する指標を設定するなど「見える化」し、効果検証を行う。 | |
| | | | | 2 | 放課後子ども教室事業 | 文化と学びの課 | 継続 | | 無 | | 放課後や週末等における児童の安全安心な活動拠点を確保し、地域住民の参画を得ることにより様々な体験・交流・学習活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の育成につながる。また児童と地域住民の交流により地域コミュニティの充実につなげ、児童が安心して健やかに育まれる環境づくりを推進する活動と捉え、子育てと仕事が両立できるためにも必要な事業である。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 放課後や週末等の児童の安全・安心な活動拠点を確保するため、必要な取組である。様々な活動機会の提供や安全管理、コロナ禍における対応を含め、運営には地域住民の協力が欠かせないため、連携を強化していく必要がある。また、収支の実態を把握し、持続可能な運営方法の検討を進める。吉舎町八幡地区については引き続き地域と十分に調整を行い、早期の子ども教室への移行をめざす。 | |
| | | | | 3 | 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) | 文化と学びの課 | 継続 | | 無 | | | 新型コロナウイルス感染症防止のための小学校臨時休業時においても、放課後児童クラブは原則開所するよう国から依頼があるなど、社会的ニーズは高い。本市においては市全体では児童数は減少しているものの、近年の核家族化及び夫婦共働き家庭の増加により、放課後児童健全育成事業のニーズは依然として高い。 | 継続 | | 有 | 14職員の人材活用と育成 | 放課後等の児童の家庭に代わる生活の場づくり、子育てと仕事の両立を支援するため、必要な取組である。市内中心部をはじめ、利用ニーズが高く、ソフト・ハード両面から環境整備を実施している。児童の安全管理やコロナ禍における対応を徹底するとともに、支援員の確保や資質向上を図り、子どもたちの健全育成につなげる。 |
| | | | | 4 | 障害児保育事業補助金 | 子育て支援課 | 継続 | | 無 | | | 発達に課題のある児童は増加傾向にあり、障害も多様化していることから、今後もニーズは拡大すると考えられる。保育士の専門性の向上や関係機関との連携強化により、より効果的な支援が行われるように留意しながら、事業を継続していくことが必要である。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 発達に課題のある児童は増加傾向にあり、障害も多様化していることから、公立・民間問わず受け入れられる体制を整備することは、保護者ニーズに沿った保育の充実につながる。関係機関との情報共有や、支援の必要な児童の受け入れ、支援保育士の配置に係るガイドライン作成等を行うとともに、こども発達支援センター等との連携強化を図りながら取組を進める必要がある。また、今年度見直した内容の検証を行うとともに、成果指標に、育児意識や子どもの変化に関する保護者アンケートの実施結果や、こども発達支援センターとの連携対応回数、障害児等への理解が深まった保育士の割合に関する指標を設定するなど「見える化」し、成果の向上を図る。 |
| | 2 | 子育てしやすい家庭環境づくり | 5 | 妊産婦健診助成事業 | 健康推進課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | | 多胎妊婦が増加傾向にあり、心身及び経済的な負担軽減のため、受診券の追加交付についての検討が必要である。 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 経済的負担や出産に向けた不安の軽減により、安心して出産・子育てできる環境が提供できるほか、課題の早期発見、早期支援につながるため、必要な取組である。多胎妊婦への受診券の追加交付については、実人数の推移や今後見込まれる事業費等を算出した上で検討が必要である。 | |
| | | | 6 | 不妊検査・不妊治療・不育治療助成事業 | 健康推進課 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | | 制度変更した内容を周知し、制度を知らなかったという方が減るように医療機関等と連携して周知を徹底する。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 不妊に悩む夫婦が増えている中、助成を行い治療を受けることで妊娠に至った夫婦も増えている。高額な治療費がかかる現状において、経済的な理由により出産をあきらめることがないよう、関係機関と連携して制度の周知徹底や啓発を強化するとともに、国・県の動向を注視しながら引き続き支援していく。 | |
| | | | 7 | ネウボラみよし事業 | 健康推進課 | 継続 | | 有 | 8事務事業の効率化(行政サービスの見直し) | | 平成30年度よりスタートした事業であり、妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築・安心した妊娠、出産、子育てができる環境づくりにつながるよう、継続した評価が必要。新型コロナウイルス感染症に関連してサポートが得られにくく、また不安を感じている妊産婦支援に丁寧に取り組む必要がある。 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制により、妊産婦・子育て中の方が安心して子育てできる環境を整えている。新型コロナウイルス感染症の影響で、サポートが得られにくく、不安を感じている妊産婦支援を図るため、オンライン相談や産後ケア、ヘルパー派遣の拡充など必要な対策を引き続き検討・実施する。今後は、子どもの予防的支援を強化するため、関係部局と連携し、県が推進するネウボラDX事業(AIを活用した見守りシステム構築)の取組を進める。 | |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|------|-----|----------|-------------------------|--------|--------|---------|--------|----------------------|--|--------|--|--------|--------------------|--|----------------------|---|---|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て | 子育て | | | 8 | こども医療費助成事業(乳幼児等医療費助成事業) | 子育て支援課 | 継続 | | 無 | | 引き続き、市広報等の活用、母子健康手帳の交付の機会をとらえ、制度の理解と周知を図る。県内でも先進的に子どもの医療制度の充実に取り組んでおり、子どもの医療制度を継続実施することにより、子育てに係る経済的負担の軽減を図るだけでなく、受診をためらうことなく、子どもの健康保持、児童虐待防止につながる意義がある。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 子育てに要する経済的負担の軽減は、子育てしやすいまちづくりを進める本市にとって重要な取組であり、全国的にも対象年齢18歳までの自治体が約4割、県内では6市町のみであるなど先進的な取組と認められる。引き続き、制度の理解と周知を図るとともに、現行制度の検証を進め、今後のあり方を検討していく。 | | | |
| | | | | 9 | 多子世帯保育料軽減事業 | 子育て支援課 | 終了 | | 無 | | 補助金交付要綱の終期を迎えることから「終了」とするが、多子世帯の保護者の経済的負担軽減、安心して生み育てる環境づくりに大きく寄与している。また、二次的な効果として、市税等の滞納者は対象外となる条件があるため納付意識の高揚や納付の促進につながっている。現行の制度内容を検証し、保育に要する総事業費の削減を図りながら、事業を継続していく必要がある。 | 終了 | | | | 事業期間終了のため、終了とする。ただし、多子を育てる世帯の経済的負担を軽減することで、安心して生み育てられる環境づくりに大きく寄与していることから、ただちに補助が打ち切られることがないようにし、その上で、これまでの取組を検証し、より効果的な事業のあり方を検討する。 | | | |
| | | | | 10 | 地域子育て支援センター運営事業 | 子育て支援課 | 継続 | | 有 | 14職員の 人材活用と 育成 | | | 社会的ニーズも高く、安心して産み育てやすい環境づくり、子育てを支援する環境づくりのために、引き続き子育て中の親子の支援は必要である。 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 子育て中の親と子の居場所づくりに寄与している。低年齢で保育所へ入所する児童の増加に伴い利用者が年々減少しているが、スタッフの専門性の向上や、ノウハウみよしの効果的な連携等に取り組むとともに、オンラインでの相談対応等ICTを活用することで、悩みを抱える保護者への支援機能を強化する必要がある。 | |
| | | | | 11 | 病児・病後児保育事業 | 子育て支援課 | 継続 | | 有 | 14職員の 人材活用と 育成 | | | 仕事と子育ての両立に不可欠な事業であり、セーフティネットの観点から継続実施が必要である。 | 継続 | | 有 | 12事務事業の統合(投資的経費の重点化) | 子育てと仕事の両立を支援する事業であり、一定の利用も見られ、今年度からは24市町での相互利用に関する協定を締結しサービス向上につながっている。今後の安全・安心かつ安定的な運営を図るため、利用実績や運営の課題を踏まえ、病後児保育については施設統合・機能集約等に向けた具体的な検討を進める必要がある。 | |
| | | | | 12 | ひとり親家庭等入学支度金支給事業 | 子育て支援課 | 継続 | | 無 | | | | ひとり親家庭にとって、事業が定着している。 | 終了 | | | | | 事業期間終了のため、終了とする。ただし、タブレット端末の購入など入学時の費用負担が増大しているため、ただちに補助が打ち切られることがないようにし、その上で、これまでの取組を検証し、より効果的な自立支援のあり方を検討する。検証にあたっては、第三者にも評価結果が分かる形で行うこと。 |
| | | | | 13 | ひとり親家庭高等職業訓練促進費給付事業 | 子育て支援課 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | | | スキルが無い事で就業機会を逃すひとり親世帯も多く、世帯の自立を促進するため資格取得をめざす者の経済的安定を図る必要がある。特にコロナなど不安定な雇用状況の中で、資格取得をし自立することは、長期的にみて本人や子どもの将来に有効である。 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) | 看護師等、就業に結びつきやすい資格を取得することにより、安定した雇用、早期の自立につながる。制度の周知強化とあわせて、母子・父子自立支援員等との連携により、対象者の実態把握、就労意欲の向上を図る。また、今年度で終期を迎える「ひとり親家庭等入学支度金支給事業」などとともに、ひとり親家庭等の自立にどのような効果が生まれているかについて一体的に検証し、必要に応じて見直しを行う。 | |
| | | | | 14 | ひとり親家庭等住居確保支援事業 | 子育て支援課 | 縮小 | 事業規模 | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | | | 家賃補助部分については、ひとり親となった当初の経済的負担の軽減のため実施しているが、公営住宅の除外や家賃補助期間の短縮を検討していく必要がある。 | 縮小 | 事業規模 | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 令和元年度にひとり親家庭等の実態に応じて見直した事業である。今年度で終期を迎える「ひとり親家庭等入学支度金支給事業」などとともに、ひとり親家庭等の自立にどのような効果が生まれているかについて一体的に検証し、公営住宅の除外や家賃補助期間の短縮なども含め、必要な見直しを行う。あわせて、他の関連事業と同様に所得制限を設けるなど、適正な負担のあり方を検討する。 | |
| | | | | 15 | こどもの「遊び」推進事業 | 子育て支援課 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | | | より一層の利用促進に努めるとともに、スタッフ・おもちゃ案内人の存在により、遊びの質が高まり、子どもの成長や親子のふれあいを育むという事業の目的を達成できるよう、引き続き取り組む。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 酒屋地区における集客施設の一つとして定着し、天候を気にせず親子が安心して過ごせる場となっている。子どもたちの「遊びに向かう力」を育む機会としても有効である。スタッフ・おもちゃ案内人のスキルアップやイベントの充実等により、遊びの質を高めるとともに、より一層の利用促進に努める。運営体制については指定管理者制度の導入を引き続き検討する。 | |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|------|----------------------------|----------|------------------------------|--------|--------|---------|--------|--------------|---|--------|---------|--------|---------------------|--|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ひとづくり | 子育て | 3 | 子育てを地域で支える環境づくり | 16 | 子育てサポート事業 | 子育て支援課 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 市民ニーズも高く、継続効果もあるため継続実施が必要である。利用に係る不安の解消に努めるため、提供者(まかせて会員)の技術向上、会員同士の交流や、会員増、利用の促進に係る取組を継続する。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 身近に子育ての援助をお願いできる存在がいけない保護者にとって、利用ニーズが高く、利用者相互による助け合い・援助にもつながる。安心して事業を活用できる事業の周知を効果的に行うとともに、引き続きまかせて会員の確保に努める。また、相互援助活動がスムーズに行えるよう、ICTの活用など、効率的なマッチングの仕組み等についても検討を進める。 |
| | 教育 | 4 | ふるさと三次を愛し、未来を創造する力を育む教育の推進 | 17 | 個々の学び支援事業【学校(教育)支援員】 | 学校教育課 | 継続 | | 無 | | 発達障害等のある児童生徒や生徒指導上課題のある児童生徒など通常の学級において特別な教育的ニーズや特別の配慮を要する児童生徒に対し、確かな学力を身に付けさせるため、より細やかな支援・指導が求められている。特別な支援や配慮を要する児童生徒は、年々増加傾向にあり、教育的ニーズに応えるよう人材確保や支援・指導の質を向上させる必要がある。 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) | 個々に応じたよりきめ細かい指導・支援を図るため、必要な取組であるが、支援を必要とする児童生徒が年々増加している中、現行の支援員数でどこまで対応できるのか課題である。そのため、支援を必要とする児童生徒数の増加要因を検証するとともに、成果指標に、学級風土や学習意欲に関する指標を設定するなど「見える化」し、効果検証を行う。 |
| | | | | 18 | 個々の学び支援事業【特別支援教育】 | 学校教育課 | 継続 | | 無 | | 特別支援学級に在籍する児童生徒の一人ひとりの障害の状態や発達の段階、教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うためには事業の継続は必要である。 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) | 障害のある児童生徒の適切な教育環境を確保するため、必要な取組であるが、就学指導委員会が意見を付した対象者数が年々増加している中、現行の介助指導員でどこまで対応できるのか課題である。そのため、対象者数の増加要因を検証するとともに、成果指標に、生活習慣や個々の適正に応じた授業づくりに関する指標を設定するなど「見える化」し、効果検証を行う。 |
| | | | | 19 | 個々の学び支援事業【市費教員】 | 学校教育課 | 継続 | | | | 県採用教員の増加により、市費教員の一定水準以上の量的・質的な人材確保が困難になっている。三次市会計年度任用職員(市費教員)の配置の在り方について、再検討し、成果向上に繋げていく必要がある。三次市会計年度任用職員(理科支援教員及び外国語指導員)については、継続して配置する必要がある。 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) | 学校現場のニーズに応じた、よりきめ細かい指導・支援を図るため、昨年度に配置基準を見直し、学校支援員との一体的な運用に変更したものである。市全体としては学力の向上が図られているが、市費教員が配置されなかった学校等の学力指数を検証するなど、事業見直しに伴う影響を把握しておく。 |
| | | | | 20 | 個々の学習支援事業 | 学校教育課 | 継続 | | 無 | | 学力向上の状況を測定する客観的な指標を得るために事業の継続が必要である。引き続き、結果を踏まえた改善の取組内容を充実させていく必要がある。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上 | 児童生徒の学力を測るためのデータの蓄積により、関連事業の成果向上にもつながるよう引き続き取り組む。習熟度に応じた学習や、調査結果をふまえた授業改善ツールとして既存の学習プリント配信サービスに加え、三次版学校ICT活用事業によるタブレット端末を効果的に活用していく。また、基礎学力の定着における学校間格差を是正するため、成果指標に、学力が最も低い学校と全国平均との差を設定するなど課題を「見える化」し、対策の強化による学力の底上げを図る。 |
| | | | | 21 | 英語力向上事業 | 学校教育課 | 継続 | | 無 | | 三次市は、グローバル化する社会で活躍できる人材育成をめざしている。今後も継続して英語教育を充実させ、グローバル人材の育成を図っていく。 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) | 国際的に活躍できる人材育成をはじめ、異文化理解の観点からも、外国語指導助手の活用は重要である。本事業はより質の高い英語教育を提供するため、令和元年度から契約形態を変更しているが、近年の英語正答率は減少傾向にある。そのため、成果指標に、事業目的である英語コミュニケーション能力に関する指標を設定するなど「見える化」し、効果検証を行う。 |
| | | | | 22 | 三次版学校ICT活用事業(GIGAスクールサポート事業) | 学校教育課 | 継続 | | 無 | | タブレット端末を活用した授業を進めていく上で必要不可欠である。今後、さらに活用が進めるために教職員向けの研修やネットワーク環境の充実を図る必要がある。 | 継続 | | 有 | 9事業の迅速化(行政サービスの見直し) | タブレット端末等を活用した授業を進めていくため、ネットワークや管理システムなどの環境整備は必要である。そのため、校庭や校外、図書館でもWi-Fiが使えるように整備を進めるとともに、予め端末にインストールされている授業支援や管理アプリなどの効果検証を行い、使用料も踏まえ必要なアプリを選択していく。児童生徒の情報モラル教育を推進するとともに、早期の学力向上・情報活用能力の向上等につなげていく。 |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | | |
|---------|------|------|------------------------------|----------|-------------------------------|-----------------|---------|---------|--------|------|--|--|---|--------|---------------------|--|--|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ひとづくり | 教育 | | | 23 | 三次版学校ICT活用事業 (ICT教育サポート事業) | 学校教育課 | 継続 | | 無 | | タブレット端末を活用していく上で、教職員のスキルアップ、児童生徒の適切な活用ができるように指導していくことが重要であるため、継続していく必要がある。 | 継続 | | 有 | 9事業の迅速化(行政サービスの見直し) | タブレット端末等を活用した授業を進めていくため、ICTを効果的に活用できる教師の指導力向上は必要である。 そのため、ICT支援員を派遣し、授業づくりの支援や研修等を実施するほか、学校間格差等に対応するため、活用事例の情報交換や実態把握を行い、全般的なスキルアップを図る。 児童生徒の情報モラル教育を推進するとともに、早期の学力向上・情報活用能力の向上等につなげていく。 | |
| | | 5 | 学校・家庭・地域の協働による教育力の向上と補完機能の強化 | — | 放課後子ども教室事業 など | | | | | | | | | | | | |
| | | 6 | 活力と信頼の学校づくり | | 24 | いじめ防止・不登校対策推進事業 | 学校教育課 | 継続 | | 無 | | 各校の、遅刻欠席の様子等から早期発見・早期対応、チーム対応の徹底により、組織的に不登校児童生徒への支援が行われ減少している。本事業の実施により成果が表れつつあるが、今後、より一層の個に応じた家庭支援を充実させなければ、さらなる不登校対策の成果を見込むことが難しい。よって、事業継続の上充実させたい。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | いじめ防止・不登校対策は、学校における異変の早期発見はもちろん、家庭や地域との協力、信頼関係が不可欠である。不登校児童数はピーク時に比べると減少しているが、不登校児童生徒の要因が多様化・複雑化する中、教育相談員、地域サポーターなどの人的ネットワークにより、関係機関がより一層連携して対応する必要がある。 また、成果指標に、不登校児童の実人数や、児童生徒のいじめの状況や人間関係のストレス度が分かる指標を設定するなど、これまでの成果を「見える化」し、家庭・地域の安心や理解、信頼関係の構築につなげていく。 |
| | | | | | 25 | 小中一貫教育充実事業 | 学校教育課 | 継続 | | 無 | | 「特色ある学校づくり創造事業」の内容を精選し、小中一貫教育を充実させる制度に変更し、昨年度から実施している。小中一貫教育をさらに充実させるため、今年度の取組を検証しつつ、より一層コスト意識を持ち、計画的に執行していく必要がある。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 義務教育9年間の「縦のつながり」と、学校・家庭・地域が協働して地域ぐるみで取り組む「横のつながり」のもとで、小中一貫教育を進めてきた。 これまでの取組をはじめ、「横のつながり」をさらに充実・発展させるため、今年度からモデル導入するコミュニティ・スクールについて、市民にとって分かりやすい広報を行い、理解を得ながら丁寧に進めていく。また、現行の申請手続きなど事業の進め方は見直しを要する。 |
| | | | | | 26 | 部活動指導員配置事業 | 学校教育課 | 継続 | | 無 | | 「働き方改革」が求められる中、部活動指導員を配置することによる教員の業務軽減を図ることは社会的ニーズが高い。また、専門的な知識をもっている部活動指導員を配置することで、生徒の技術力も向上する。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 教職員の働き方の見直しはもちろん、生徒の技術力や体力を向上させるために、専門的知識や指導力のある指導員の指導は有益である。引き続き事業を継続するとともに、必要な人材を確保し成果の向上を図る。 |
| | | | | | 27 | 高校生地域活動支援事業 | 文化と学びの課 | 継続 | | 無 | | | 市内各高等学校3校が行う、郷土に愛着と誇りを持つ人材の育成に資する事業又は学習活動に支援することは、子どもの未来応援宣言の理念に基づくものであり、各高等学校が高等学校地域貢献活動等を実施することにより、学校、地域の更なる活性化を図る。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 |
| スポーツ・文化 | スポーツ | 7 | スポーツのまち みよしの実現 | | 28 | スポーツのまちみよし応援事業 | 地域振興課 | 継続 | | 有 | 3市民と行政の役割分担の見直し | 「スポーツのまちみよし」の実現をめざし、「みる」「する」「ささえる」取組を行っているが、市の事業やイベントなどだけでは、スポーツ参加率は向上しない。いかにスポーツをしない人やスポーツが苦手な子どもたちが参加できるかを考え実践していく必要がある。そのためには、市のみならず、体育協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員会などをはじめとした、スポーツに関わる団体や組織による情報発信やスポーツ推進に向けた取組が必要となる。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | スポーツに親しみ、健康で活力あふれる「スポーツのまち・みよし」の実現をめざし、既存事業を整理し、一体的な見直しにより新設した事業である。 これまでの「みる」「する」に加え、「ささえる」観点から新たな実行委員会を設立しているが、それらが有機的に連動し、スポーツの習慣化サイクルとして確立するよう支援していく。 また、関係団体と連携した潜在層へのアプローチを強化し、スポーツ参画人口の拡大につなげていく。 |
| | | 8 | スポーツを通じて子どもの夢を応援！ | — | スポーツのまちみよし応援事業 など | | | | | | | | | | | | |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---------|------|-------------------------|----------|-----------------|-------------|--------|---------|--------|--------------------|---|--|---------|--------|--------------------|--|---|--|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ひとづくり | スポーツ・文化 | 9 | 三次の文化・芸術の発展継承と創造 | 29 | 子ども文化芸術ふれあい事業 | 文化と学びの課 | 継続 | | 無 | | 三次の未来を担う子どもたちの育成に向けては、地道に時間をかけて取り組む必要がある。 | 継続 | | 無 | | 市内内外の質の高い文化・芸術に触れる機会を提供することは、子どもたちの豊かな心の育成や、三次プライド(誇り)の醸成につながる。コロナ禍への対応を図りながら、実施可能な取組を行っていく。 | | |
| | | 10 | 歴史・伝統・文化の継承と発展 | — | 子ども文化芸術ふれあい事業など | | | | | | | | | | | | | |
| | | 11 | 学ぶ気持ちを応援する生涯学習の推進 | — | 自治振興活動費補助事業など | | | | | | | | | | | | | |
| | | 12 | 国際交流の推進 | 30 | 国際交流推進事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | | 姉妹・友好都市への派遣・受入事業に関係する補助金の交付等については、将来の三次市を担う、国際感覚豊かな人材の育成には大切な事業である。コロナ禍のため、派遣・受入事業ができない状態にあるが事業自体は継続する必要がある。各国際交流団体との今後の交流方針や実施事業の内容などについては引き続き、協議を進める必要がある。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 多文化共生社会の中、市民の国際意識の向上や子どもたちの国際感覚を養う機会は大変重要である。派遣・受入事業については、コロナ禍で実施できない状態にあるため、引き続き関係団体と協議し、オンライン交流等も積極的に取り入れるなど、今後の活動内容を検討する。また、今年度からスピーチ交流会に代えて開始する国際体験事業については、英語が上手に話せない人でも気軽に参加できるよう内容を工夫して実施する。外国人居住者の生活支援については引き続き取り組む。 | |
| | | | | 31 | グローバル人材育成事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 無 | | 今年度新規事業であり、事業実施状況等を見極めていく。 | 継続 | | 無 | | 高校生の語学力向上や異文化理解、国際感覚豊かな人材育成を図るため、既存事業の整理に伴い「国際交流」を軸に新設した事業である。国際化の進展や多文化共生が求められる中、グローバル人材の育成は重要であるが、コロナ禍により、今年度の海外派遣は実施困難が見込まれる。高校と協議しながら検討していく必要がある。 | | |
| 男女共同参画・平和・人権 | | 13 | 男女がともに活躍できる環境の充実 | 32 | 男女共同参画推進事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | これまでの取組の結果を踏まえ、本市の課題に対応した第4次計画を策定した。第4次計画に基づき、より効果的に事業を推進していく必要がある。国際女性デーや女性活躍支援事業など関連事業との連携、講演会やセミナー等におけるターゲットの設定や女性連合会と連携した取組など、事業内容・実施方法の検討、事業実施に関わる人材育成を意識しつつ、取組を継続する。 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 令和3年3月に策定した「三次市男女共同参画基本計画(第4次)」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、継続して取り組む。市民・企業へ向けた普及啓発や、男性の家事、育児、介護等への参加促進への取組を進める。また、地域においても、女性の地域活動への参加促進のほか、地域に女性の集える場の創出や人材育成などにも取り組む必要がある。 | | |
| | | 14 | 平和を願う思いの継承と市民意識の高揚 | 33 | 平和推進事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 平和は人類すべての願いであり、恒久平和の願いを次世代に継承し、核兵器のない平和な国際社会の実現に向けた取組を地道に継続していく必要があるが、より効果的に多くの市民に発信していくには、これまでの実施内容や実施方法等の見直しを図る必要がある。 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 戦争のない平和な世界は人類共通の願いである。核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さを後世に伝え、平和な世界を守り続けるために、平和について考える機会を設け、市民と協働して取り組む。また、「新たな生活様式」を踏まえ、SNSを活用した情報発信をより効果的に活用するなど、実施内容や手法等の見直しを行いながら取組を進める必要がある。 | | |
| | | 15 | 「みんな違う・みんな同じ」の人権尊重の普及啓発 | 34 | 人権啓発推進事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、みよしいききふれあいフェスタが開催中止になったことから、講演会形式での啓発は取り止め、映画上映会など感染対策を十分に講じて啓発を行う。また、人権の花運動や人権ハート絵の募集などは継続して行うが、より効果的に多くの市民に啓発していくため、これまでの実施内容や実施方法の見直しを図る必要がある。 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 人権問題は複雑多様化しており、人権尊重の理解を深め、互いに認め合えるよう、人権擁護委員など関係機関と連携・協力し、啓発活動を継続する。「新たな生活様式」を踏まえたイベントの見直しや、伝え方の工夫、研修等の機会を増やす取組などにより、効果的な啓発を図る必要がある。また、近年増加するインターネット上での誹謗・中傷に関する啓発や取組を強化していく。 | | |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|------|--------------------------|----------|---|--------|--------|--------------------|---|--------------------|---|---|--------------------|--|--------------------|---|--|--|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| くらしづくり | 保健・医療 | 16 | 市民が誇れる健康都市をめざした基本施策 | 35 | 健塩プロジェクト(食育推進事業) | 健康推進課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | デジタルツールを上手に活用した食育(健塩)啓発を実施する必要がある。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 新型コロナウイルス感染症が長期化する中、全国的に食生活への意識が高まっている。これまで興味がなかった無関心層へも幅広く周知する機会でもあるため、オンライン動画共有サービスやSNSなど、新たなツールを効果的に活用するとともに、発信内容も工夫し、市民への積極的な啓発に取り組む。 「健塩」(減塩と野菜摂取増加)は高血圧予防だけでなく、他の生活習慣病予防にも広く効果が期待できることを市民に分かりやすく丁寧に伝えていくとともに、減塩以外にも視野に入れた総合的な食育を推進する。 また、成果指標に「健塩」に対する認知度や、食生活改善に関する指標を設定するなど「見える化」し、効果検証を行う。 | | |
| | | 17 | 歩いて元気に暮らすまちづくりによる健康寿命の延伸 | 36 | ウェルネスプロジェクト(健診、ウォーキング、生活習慣病予防、節目歯科、認知症予防) | 健康推進課 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 健康寿命を延伸させるため、また、将来的な医療費削減のためにも、市民に定期的な健診・がん検診・歯科検診の受診の必要性を伝える必要がある。また、多くの市民が健診を受診するための取り組みとして受診勧奨や保健指導などの方法を工夫していく。また、あらゆる世代に運動習慣を定着させるためにも、ライフステージに応じた運動の推進が必要がある。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 特定健診やがん検診の受診率向上により、生活習慣病やがんの早期発見・早期治療へつなげるとともに、ライフステージに応じた運動習慣の定着による健康な体づくりを進め、健康寿命の延伸、医療費の低減を図るため、必要な取組である。昨年度はコロナ禍での受診控え等が発生していると考えられるため、定期的な健診や健康づくりの重要性を丁寧に伝えていく必要がある。 また、成果指標に、受診率や運動習慣に関する指標を設定するなど「見える化」し、効果検証を行う。 | | |
| | | 18 | 地域で支える医療体制づくり | 37 | 医療機器等整備事業 | 病院企画課 | 継続 | | 無 | | | 質の高い医療を確保し、多様な医療サービスを安定かつ継続的に提供していくため、計画的に医療機器等を整備していく。 | 継続 | | 無 | | | 市立三次中央病院は、本市のみならず広域的に二次救急を担っている。引き続き医療ニーズを把握し、高度な医療水準の維持と健全経営のバランスを保ちながら、施設整備事業(建替)を踏まえ計画的な医療機器の整備を行う。 |
| | | | | 38 | 病院施設整備事業 | 病院企画課 | 継続 | | 無 | | | 備北地域の医療の質の向上及び患者等の利便性を図るため、計画的に施設整備を進めていく。 | 継続 | | 無 | | | 市立三次中央病院は、建設後27年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいるため、老朽調査報告等に基づき、昨年度に建替えの方針を示したところである。建替えまでの期間も老朽化が進行するため、医療サービスを低下させないよう必要な整備を行う。 |
| | | 39 | 休日夜間急患センター運営事業 | 健康推進課 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 行政・地区医師会・公立病院・開業医の医療従事者等が、連携し救急医療体制の維持ができており、より良い市民サービスに繋がり、医療分野の新しい公共としての体制に意義がある。 初期救急・二次救急について、適切な受診方法について市民への周知が必要である。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 市民の安全・安心な医療体制の確保のため、必要な取組である。コロナ禍を踏まえた適切な受診についての丁寧な周知を行うとともに、医師、看護師の確保等課題の解決を図りながら、安定的な運営、連携体制を継続する。 | | | | |
| | | 19 | 在宅生活を支える「地域包括ケアシステム」の構築 | 40 | 地域包括支援センター事業 | 高齢者福祉課 | 継続 | | 有 | 13効率的な組織体制の確立 | 地域包括ケアシステムを確立するためには、包括の存在は必要不可欠である。今後も市と一社が連携を深め、一社の効率的な組織体制をはじめ、事業の効率化・コスト削減にも取り組んでいく必要がある。 | 継続 | | 有 | 13効率的な組織体制の確立 | 高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、また地域包括ケアシステムの確立を図るため、必要な取組である。 今後も一般社団法人地域包括支援センターみよしの連携を強化するとともに、効率的な組織体制の確立などに取り組んでいく。 | | |
| 福祉 | | 20 | 高齢者が安心して暮らせるまちづくり | 41 | 高齢者等見守り隊事業 | 高齢者福祉課 | 継続 | | 有 | 13効率的な組織体制の確立 | 見守り活動を実施することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりにつながっている。今後も現在の活動を、各機関・団体等とより連携を深めながら実施する必要があるとともに、困塊の世代の全ての人が75歳以上になる2025年を見据え、ICTの活用による更なる事業の効率化を検討していく必要がある。 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を将来にわたって確保するため、地域包括ケアシステムの確立を進めるとともに民生委員と丁寧な協議を重ね、多様な主体と連携した地域ぐるみの見守り体制の構築に向けた検討が引き続き必要である。 また、今年度試験的に実施するICTを活用した新たな見守り活動について、効果を検証していく。 | | |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------------|------|-----|----------|-----------------------|-------------|--------|---------|--------|--------------------|---|--------|---------|--------|--------------------|---|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉 | 福祉 | | | 42 | 介護予防・生活支援サービス事業 | 高齢者福祉課 | 継続 | | 無 | | 現行相当サービスの訪問型と通所型サービスについては、介護人材の確保や事業費の抑制の課題から、専門職の支援を必要としない対象者へのサービス提供について検討していく必要がある。 住民主体によるサービスについては、高齢者が住み慣れた地域でより自分らしく生きがいを持った生活を続けていくためには、住民の自主的な介護予防の取組が重要であることを住民に啓発し、地域で支え合う地域づくりの必要性とともに、住民に自らのこととして取組を進めてもらうように関係機関と連携・調整して支援していく必要がある。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 現行相当サービスについては、着実に実施するとともに、専門職の支援を必要としない対象者への提供のあり方を検証していく。 |
| | | | | 43 | 介護事業所人材育成等支援事業 | 高齢者福祉課 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) | 市内の介護現場における人材不足は続いており、人材確保に苦慮されている状況にある。そのため、介護人材の育成・確保・定着を図るため、今年度の運用により効果検証を行い、必要に応じて見直しを行った上で、事業の継続が必要である。 | 終了 | | | | 事業期間終了のため、終了とする。ただし、介護人材の育成・確保に向けた支援は必要であり、本事業は介護現場のニーズに応じて事業を見直し、今年度から新たに始めたものである。そのため、今後の終期設定を含め検証し、事業の継続を基本に、より安定的で効果的な支援を検討する。 |
| | | | | 44 | 障害者福祉タクシー等利用助成事業 | 社会福祉課 | 継続 | | 無 | | 障害者の社会参加及び経済負担の削減のため継続していく必要がある。交付対象者にとって、タクシー利用に加えてガソリン給油でも使用できることから利用しやすい制度となっている。その反面、利用実態に課題があることや、自動車用燃料給油券の併用開始以前の平成21年度より事業費が2倍に増えており、それらの課題を整理していくため、今年度からは対象者や交付枚数などの制度改正を行っており、今後の状況をみていく必要がある。 | 継続 | | 無 | | 障害者の自立と社会参加の促進につながるよう、運用上の課題を整理し、今年度から制度内容の見直しを行った。 制度改正の趣旨を丁寧に説明するとともに、今後は、一定の期間を設けた上で、見直しに伴う効果検証を進めていく。 |
| | | | | 45 | 障害者支援センター事業 | 社会福祉課 | 継続 | | 無 | | 障害に関するあらゆる相談に総合的に対応する拠点として障害者支援センター事業を継続していく必要がある。今後、より一層の相談支援体制充実のため、障害者支援センターの基幹化を進めるなど、支援センターの業務内容を見直していく必要がある。 | 継続 | | 有 | 13効率的な組織体制の確立 | 障害者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、総合的な相談拠点として、関係機関と連携して取り組む。 相談内容が複雑化しているため、相談員等のスキルアップを図るとともに、相談支援機能の強化に向けた業務の見直しや、効率的な組織体制の確立に向けて引き続き検討を進める。 |
| 地域公共交通 | 地域公共交通 | | | 46 | ケーブルテレビ利用料助成事業 | 社会福祉課 | 継続 | | 無 | | 視覚障害者及び聴覚障害者への情報伝達手段としてケーブルテレビの活用は有効であるが、手帳所持者数に比して、対象者数が少ない状況がある。利用促進に向けた取り組みが必要である。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 障害者への情報伝達手段として、ケーブルテレビは有効な媒体の一つであるため、関係機関と連携し、様々な機会を通じて積極的に制度の周知を図る。 |
| | | | | 22 | みんなで支え合う ところのかようまちづくり | | | | | | | | | | | |
| 23 | 持続可能な地域公共交通網の構築 | | | 47 | 生活交通確保対策事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 日常生活に欠かすことのできない通院や買い物を行うための移動手段として、また子どもたちの通学手段としての地域内交通については、引き続き確保・維持する必要がある。高齢化の進展により、駅やバス停までの移動が困難な状況も生じており、既存交通の運行態様の見直しによる対策が必要となっている。 公共交通空白地の解消にあたっては、相乗りタクシー事業の実施により対応しており、定時定路線型のバスのみならず、細やかな移動が可能なタクシー等の活用の必要性も高まっている。 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 自主交通手段を持たない高齢者や学生等に対する移動手段確保のため、引き続き生活交通を維持していく必要がある。 地域の実情に適した交通利便性の向上を図るため、地域住民を主体とする「地域内生活交通検討会」の全地域での設立に取り組むとともに、地域に根差したよりよい交通のあり方の議論を深め、ICTの活用等も含めた必要な見直し・改善を行う。 また、非効率的な運行になっている路線バス等については、運行事業者と協議しつつ、効率的な路線への再編を図り、費用対効果の向上に努める必要がある。 |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|------|--------------------|----------|------------------|-------------|--------|---------|--------|--------------------|---|---|---------|--------|--------------------|--|--|---|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| くらしづくり | 地域公共交通 | | | 48 | JR芸備線・福塩線利用促進事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | JR芸備線・福塩線は、市民の日常生活に欠かせない移動手段であると同時に、観光振興や地域経済の活性化に大きく寄与する幹線交通手段である。昨今の社会的情勢に加え、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、利用者の減少が顕著で、路線存続の維持及び確保に向けては、沿線自治体が先頭に立って利用促進策に取り組んでいく必要があると考える。沿線自治体としては、JRに対し、沿線自治体及び住民が主体となった利用促進策の実施に関して協力を要請しており、昨年度までの利用促進策の効果検証を踏まえ、より効果的な利用促進策の実施に向け、事業を改善する必要がある。 | 拡大 | その他 | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 市民の日常生活及び観光振興や地域経済の活性化に欠かせない移動手段である。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、利用者の減少が顕著であるため、路線存続の確保に向けて、沿線自治体と住民、JRが一体となった実効的な利用促進策を早急に検討・実施する必要がある。現在の取組は観光利用の側面が強く、継続的な利用者の増加には直結しない。通勤・通学のみならず、市民の日常生活の利用にいかにつなげるかが課題である。機運醸成と利用の動機付けが図られるよう、着眼点を変えた取組が必要である。危機感をもって迅速かつ効果的に進める。また、成果指標にJRの利用者数を設定するなど「見える化」し、市民の理解を深めながら、成果の向上を図る。 | | |
| | | | | 49 | 高齢者運転免許自主返納支援事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 無 | | | 高齢者の運転免許の自主返納に対するニーズは、社会的にも、市民の間でも高まりつつあると考えられる。本事業は、単に高齢者の免許返納を促進するだけでなく、免許返納後の公共交通機関の利用促進という2つの大きな目的を持っており、最小の経費で最大の効果を発揮すべく、警察署とも連携しながら、事業を継続すべきであるとする。なお、昨年度中にアンケートの分析により効果検証を行い、今年度より事業の見直しを実施(支援内容を縮小)していることから、改善の必要性はないと考える。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 高齢者の免許返納者は年々増加しているが、80歳以上の高齢者が関わる事故の割合は増加傾向にある。今年度から、これまでの効果や課題を検証し、事業の見直しを実施しているが、引き続き、自家用車等が無くても安心して生活ができるよう「生活交通確保対策事業」と一体的に取組を進め、地域内生活交通機関の利用拡大につなげていく必要がある。 | |
| 防災・安全 | 24 | | みんなで高める地域の防災、減災の推進 | 50 | 災害・避難情報等伝達環境整備事業 | 危機管理課 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | ケーブルテレビの音声告知放送端末は、依然低い設置率のまま推移しており、災害時において確実に各世帯に避難情報を伝えるには、音声告知放送や防災メール、防災アプリの普及拡大を継続して行うとともに、伝達の向上につながる新たな方法の導入などの施策の推進が必要である。 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) | 新たにSNSを活用した情報発信を始めるなど、情報伝達手段の多重化に向けた取組が進んでいる。今後は、「三次市避難行動要支援者等連絡調整会議」とも連携し、防災アプリ等の周知徹底や、登録拡大を図るとともに、有効に活用されるよう利用方法や声掛けの啓発活動を強化する。避難情報伝達100%をめざし、引き続き必要な対策を検討・実施する。また、成果指標に、避難情報伝達100%に向けた進捗状況が分かる指標を設定するなど「見える化」し、効果検証を行う。 | | |
| | | | | 51 | 消防団装備品強化事業 | 危機管理課 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 水防活動能力の向上を図るため、引き続き救助用資機材の整備を進める必要がある。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | これまでの取組により、ライフジャケットや無線機の配備など、消防団に対する一定の整備を整えることができた。今後は、近年多発する豪雨災害に対応するため、引き続き救助用資機材の整備を進めるとともに、水防支援隊等と連携し、適切かつ効果的な運用管理を進める。 | | |
| | | | | 52 | 消防団充実強化事業 | 危機管理課 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 消防団活動を充実させるため、入団促進を継続して行う。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 機能別消防団員の確保、活動体制の維持・充実につながるよう、地域の実態等を把握しながら、事業の周知とコロナ禍を踏まえた取組の検討・強化に引き続き取り組む。 | | |
| | | | | 53 | 自主防災組織等整備事業 | 危機管理課 | 継続 | | 無 | | | 自主防災活動交付金が来年度で終期を迎えるため、避難場所用具、備蓄食料、消火用具等の防災資機材の購入については、自主防災組織活動補助金を活用するほかなく、避難所用備蓄食料もローリングストックで購入することが必要である。また、地域防災力を向上させるため、防災リーダーの育成や防災訓練に係る経費の補助は必要である。 | 終了 | | | | | 事業期間終了のため、終了とする。ただし、避難所運営や防災リーダーの育成、防災訓練に係る経費など、自主防災組織への活動支援は必要であるため、ただちに補助が打ち切られることがないようにし、その上で、これまでの取組を検証し、コロナ禍での対応を含め、より効果的な支援のあり方を検討する。 |
| | | | | 54 | 避難行動要支援者支援事業 | 危機管理課 | 継続 | | 無 | | | 災害時に避難することが困難な要支援者の避難支援や、安否確認する枠組みを行政・地域・事業所等で構築していくことは重要である。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 災害時における要支援者の円滑な避難を図るため、必要な取組である。積極的な広報により市民の理解を深めるとともに、地域の実情を踏まえながら、避難支援等関係者(消防や警察、自主防災組織、民生委員、三次市社会福祉協議会、消防団等)と連携して進める。また、災害はいつ発生するか分からないため、避難支援の体制づくりや迅速な事務執行が必要である。 | |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------------|------|----------------|----------|------------------------|-------------|--------|---------|--------|--------------------|---|--|---------|--------|---------------------|---|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| くらしづくり | 防災・安全 | | | 55 | ブロック塀等安全確保事業 | 都市建築課 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 昨年度は、20件相当の予算規模に対し、申請が4件と低調に終わった。所有者へ身近な課題としてとらえてもらえる広報や取組を充実させつつ、来年度以降も引き続き継続することで、安全なまちづくりを推進する必要がある。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 倒壊の恐れがあるブロック塀の除却・改修を促進することは、市民の安全・安心の確保のために必要な事業である。申請件数が目標値を大きく下回っているため、周知方法を工夫するなど、積極的に利用促進により着実に危険箇所の早期解消を図る。 |
| | | 25 | みんなで作る安全・安心なまち | | 56 | LED防犯灯整備事業 | 危機管理課 | 継続 | | 有 | 7コストの削減(行政サービスの見直し) | 一灯当たりの補助上限を下げる等について検討が必要である。 | 継続 | | 有 | 9事業の迅速化(行政サービスの見直し) |
| 仕事づくり | 就労促進・起業支援 | | 女性の就労の促進 | 57 | 女性起業支援・就業応援事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 無 | | 女性の起業・就業のニーズは多様化しており、家庭と仕事の両立、結婚・出産を機に離職したことによるブランク(ビジネス経験の不足)等から生じる不安や悩みを解消し、女性が自分らしく働くことができるよう、支援を継続していく必要がある。今年度から、移住・定住相談日を開設し、そこから女性移住者の起業・就業に繋げ、今後一層三次市の女性就業率の増加、ひいては地域の活性化に寄与していくことが期待される。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | アシスタ lab. を拠点に、引き続き女性の起業・就業を支援する。今年度から開始したI・Uターン者への移住・定住相談日の開催やオンライン相談をはじめ、事業全体の認知度向上と利用促進に取り組む。また、これまでの取組の効果や課題の検証を踏まえながら、関係団体と連携し、効果的な支援のあり方を検討し、さらなる会員の拡大につなげていく必要がある。 |
| | | | 若者・高齢者などの就労の促進 | 58 | みよし産業応援事業(新規事業展開者支援事業) | 商工観光課 | 継続 | | 無 | | | それぞれの補助事業に対して、一定数の申請があることから、継続して支援が必要と考える。 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) |
| 農林畜産業等 | 農林畜産業等の企業の経営の推進 | | | 59 | (仮称)みよしアグリパーク整備事業 | 農政課 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 少子高齢社会の影響による定住人口の減少と地域経済の縮小が進む中、観光を一体とした農業の展開を目的とした当事業は農業者や商工業者からの期待の声は大きい。民間活力を最大限に生かしたPPP/PFIの導入を検討し、建設運営を具体化していく。 | 継続 | | 有 | 9事業の迅速化(行政サービスの見直し) | 農業及び農畜産物の魅力をアピールするとともに、観光交流を通じた新たな産業の創出を図るため、重要な取組である。生産力強化ゾーンについては、引き続き関係機関と連携し、ぶどう団地の整備を進める。販売力強化・都市農村交流ゾーンについては、消費者ニーズに応じたサービスの創出や、観光需要と結び付けた都市農村交流の拡大につなげるため、関係団体と連携し、民間活力を活用した具体的な整備の方向性を検討していく。 |
| | | | | 60 | 集落法人等新規雇用事業 | 農政課 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 認定農業者の規模拡大、経営安定にも寄与しており、また、振興作物の拡大支援と合わせることで、更なる産地化を図る。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 集落法人等の経営の多角化や後継者育成を図るため、重要な取組である。事業の実効性を高めるため、事業終了後も雇用を継続することとし、3年間新規雇用の雇用状況について報告義務を設けた。今後は、報告内容の検証を行うとともに、持続可能な農業経営につなげる。 |
| | | | | 61 | 農地集積支援事業 | 農政課 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 地域農業の中核を担う認定農業者の積極的な経営規模拡大を促進するため必要な支援である。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 認定農業者等の経営安定及び農地の有効活用を図るため、対象となる賃借権の設定期間延長等、効果的な農地集積に向けた補助要件の見直しを行い、新設した事業である。見直し内容の検証を行うとともに、成果指標に農地集積率を設定するなど「見える化」した上で、成果の向上を図る。 |
| | | | | 62 | 振興作物産地化推進支援事業 | 農政課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 収益性の高い、白ねぎ、アスパラガス、ほうれんそうに対象作物に絞り込み、更なる産地化を図るため事業継続とした。今後も、成果検証を行い、必要に応じて補助要件の見直しを行う。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 農業所得の向上と振興作物(野菜)の産地化の推進を図るため、第2期三次市農業振興プランの策定にあわせて、既存事業を整理し、一体的な見直しにより新設した事業である。対象作物や補助要件など、変更した内容について検証を行うとともに、成果指標に販売額を設定するなど「見える化」した上で、成果の向上を図る。 |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|------|-----|----------|---------------------|-----|--------|---------|----------------------|--------------------|---|--------|---------|--------|--------------------|--|--|--|--|--|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕事づくり | 農林畜産業等 | | | 63 | 果樹・花き生産振興支援事業 | 農政課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | ブランド力の高いぶどう、菊に対象作物に絞り込み更なる産地化を図るため、事業継続とした。更に、成果検証を行い、補助要件の見直し、対象作物等を検討する。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 農業所得の向上と振興作物(果樹・花き)の産地化の推進を図るため、重要な取組である。 実態にあわせて見直した対象作物の検証を行うとともに、成果指標に販売額を設定するなど「見える化」した上で、成果の向上を図る。 | | | | |
| | | | | 64 | 麦・大豆等生産振興推進事業 | 農政課 | 継続 | | 無 | | 水田を有効活用した効率的な経営体育成及び需要に応じた生産量を確保するためには本事業が必要である。また、申請者の内35%が農事組合法人であり、地域農業の運営の改善に寄与している。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 米需要の減少や政策転換が進められる中、水田を有効利用する効率的な経営体の育成、及び加工品原材料の安定供給を図るため、有効な取組である。 市場動向にあわせて見直した対象作物の検証を行いながら、引き続き関係機関と連携し、成果の向上を図る。 | | | | |
| | | | | 65 | 地産地消応援事業 | 農政課 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 新規事業であり、成果検証を行っていく。 | 継続 | | 有 | 13効率的な組織体制の確立 | 三次産野菜、果樹又は花きの市内学校給食への提供や市内直売施設等での販売を目的として取り組む生産者の生産促進を図るため、必要な取組である。 地産地消の取組として普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、出荷野菜等の安定供給に向けた仕組みを検討する。 | | | | |
| | | | | 66 | 地産地消の店認定事業 | 農政課 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 地元産農畜産物の消費拡大を図り、農業及び商業の振興を図るため引き続き事業を推進して行く。三次市全体として地産地消を進めるべく、三次市地産地消の店認定店の拡大とともに、食を通じたイベントを行うことで、生産者・飲食店・消費者が交流を深めることができる。また、巣籠需要が高まる中で、地産地消の店認定のメリットを生かし三次産農畜産物の消費拡大につなげる。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 三次産農畜産物のPRや消費を拡大し、地産地消の推進を図るため、重要な取組である。 近年の新規認定数は低下傾向にあるため、積極的な広報により、飲食店への働きかけを強化する。また、コロナ禍に対応した地産地消イベントなど、市民への普及啓発とあわせ、認定店が恩恵を感じられる取組を検討・実施する。 | | | | |
| | | | | 67 | 畜産経営支援事業 | 農政課 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 事業の活用により、集落法人や中核農家において規模拡大が図られており、今後も継続的な支援を実施し、本市の畜産振興及びみよし和牛のブランド化を推進する。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 和牛飼養農家の経営規模拡大及び経営安定を図るため、有効な取組である。 第2期三次市農業振興プランの策定にあわせて、補助要件を見直すとともに、新たにICTを活用した分娩監視等の導入助成を設けた。これらの検証を行うとともに、水田放牧による耕作放棄地の解消や牧歌的風景の復活など、地域づくりや環境保全の観点も意識しながら、取組を進めていく。 | | | | |
| | | | | 68 | 和牛改良推進事業 | 農政課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 本事業の活用により、ブランド化による価値向上、生産者の所得向上を図り、本市の畜産を振興する。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 収益性の高い畜産経営の確立を図るため、新たにゲノム育種価検査助成を対象とするなど、事業の効率性向上に向けた補助要件の見直しを行い、新設した事業である。 見直し内容の検証を行うとともに、成果指標に「みよし和牛」として販売された頭数を設定するなど「見える化」した上で、成果の向上を図る。 | | | | |
| | | | | 69 | 酪農経営支援事業 | 農政課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 安定的な酪農経営基盤の確立と生乳生産基盤の維持のため、継続的な支援が必要である。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 酪農の経営基盤の安定強化を図るため、有効な取組である。 利用実態等にあわせて見直した内容の検証を行うとともに、関係機関と連携して、酪農経営の効率化に向けた取組を推進する。 | | | | |
| | | | | 70 | 堆肥購入等促進事業 | 農政課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 継続的な支援を行い、資源循環型農業の推進を図る。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 堆肥を活用した土づくりを行い、資源循環型農業を推進するため、有効な取組である。 より良質な堆肥が供給できるように、関係機関と耕畜連携を進めるとともに、SDGsの理念も踏まえ、普及啓発や堆肥の利用促進を図る。 | | | | |
| | | | | 29 | 楽しく農林畜産業等ができるしくみづくり | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | (仮称)みよしアグリパーク整備事業 など | | | | | | | | | | | |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|------|-------------------|----------|-----------------------|-------|-----------|---------|--------|-----------------------|--|--------|--|--------|--------------------|--|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕事づくり | 農林畜産業等 | 30 | 美しい風景を伝えるための農業 | 71 | 有害鳥獣被害防止柵設置事業 | 農政課 | 継続 | | 有 | 8事務事業の効率化(行政サービスの見直し) | 個別対策については、補助効果を検証し補助額の見直しとあわせて、事務処理について外部委託した。集落対策では、個別対策の事務処理外部委託により確保できる時間を活用して、職員が積極的に地域に出ていき、地域と一緒に正しい鳥獣被害対策を進めていく。引き続き、鳥獣被害が高止まりしていることから、防護柵等の更新も必要である。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 有害鳥獣による農作物被害防止を図るため、重要な取組である。利用実態や事務の効率化を踏まえて見直した。補助要件や外部委託の仕組みを検証するとともに、市民への正しい防護対策の普及啓発や、職員が積極的に地域に向き、引き続き地域と一緒に進めた対策を進めていく。 |
| | | | | 72 | 有害鳥獣駆除対策事業 | 農政課 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 有害鳥獣の捕獲による被害防止・軽減を図るためには、地域住民による集落の環境改善や防護柵による侵入防止対策が十分に行われていることが前提となる。しかし、それらの前提条件を満たさず、捕獲ありきの誤った認識が多いため、出前講座等により地域住民に対して正しい鳥獣被害対策の普及・啓発を行い、地域と一体となった取組を進めていく必要がある。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 有害鳥獣被害は、農作物にとどまらず生活環境にも及んでおり、引き続き、駆除班による活動等を支援していく必要がある。市民への普及啓発や、地域と一体となった取組を強化するとともに、省力化・効率化を図るため、監視カメラや捕獲センサーの導入など、ICTを活用した新たな地域ぐるみの捕獲活動を推進していく。 |
| | | 31 | 農林畜産業等に携わる人材育成 | 73 | 認定新規就農者育成支援事業 | 農政課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 新規就農者の確保については市の重点施策として位置づけており、新規就農者の早期の経営安定に向けて支援を行う必要がある。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 認定新規就農者の経営の早期安定化を図るため、第2期三次市農業振興プランの策定にあわせて、既存事業を整理し、一体的な見直しにより新設した事業である。変更した補助内容について検証を行うとともに、関係機関と連携し必要な支援を行う総合的なサポート体制の構築を図り、定住に結びつく新規就農者を育成する。成果指標に本事業を活用した定住者数を設定するなど「見える化」し、成果の向上を図る。 |
| 商工業 | | 32 | 商工業の活性化 | 74 | みよし産業応援事業(中小企業者等支援) | 商工観光課 | 継続 | | 無 | | 中小企業者に対する支援制度は、事業の継続支援として求められており、引き続き支援を行う必要がある。 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) | 地域経済の活性化を図るため、販路拡大や事業承継、人材育成に取り組む中小企業者を支援することは、重要な取組である。例年一定の利用実績はあるが、本事業を活用して実際に支援した中小企業者数が成果指標からは読み取れない。そのため、成果指標に、各年度に支援した実事業者数、及び累計数(同一事業者を除く)の指標を設定するなど「見える化」し、効果検証を行う。 |
| | | | | 33 | 雇用の確保と維持に向けた企業誘致と企業支援 | 75 | 工場等設置奨励事業 | 商工観光課 | 継続 | | 無 | | 充実した助成制度は企業誘致につながる施策であり、雇用拡大にも寄与している。産業の活性化と多様な雇用機会を提供することは、市の魅力を高めるとともに、定住や安定した生活のために欠くことができない。 | 継続 | | 有 |
| | | | | 76 | お試しオフィス整備事業 | 商工観光課 | 継続 | | 無 | | 今年度から始めた事業であり、国のテレワーク交付金を受けているため、令和6年度までは事業の実績について検証する必要がある。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 企業のサテライトオフィスを誘致するために、有効な取組である。早期に整備を完了し、積極的な誘致活動を行っていく。県内他市町でも同様の取組を進めているため、交通便利性など本市の強みをしっかり打ち出すとともに、情報交換や交流による人的ネットワークを構築し、県をはじめ市町とも連携し、企業ニーズを踏まえた効果的なPRが必要である。 |
| | | 34 | 活力あるお店づくりとにぎわいの創出 | 77 | みよし産業応援事業(商店街等支援) | 商工観光課 | 継続 | | 無 | | 地域の活性化とともに商店街の活性化支援のため、補助制度を継続する必要がある。 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) | 地域経済の活性化を図るため、商店街の自主的な取組を支援することは重要である。商店街活性化支援事業については、例年一定の利用実績はあるが、本事業を活用して実際に支援した商店街数が成果指標からは読み取れない。そのため、成果指標に、各年度に支援した実商店街数、及び累計数(同一商店街を除く)の指標を設定するなど「見える化」し、効果検証を行う。また、チャレンジショップ運営支援事業については、近年利用実績がないため、要因分析を行い、必要に応じて制度の見直しを検討する。 |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|------|------------------------|----------|-------------------------|-------------|--------|---------|--------|-----------------|--|--------|---------|--------|-----------------------|--|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕事づくり | 商工業 | | | 78 | 住宅リフォーム支援事業 | 商工観光課 | 継続 | | 無 | | 建築事業者及び市民からのニーズは高く、地域経済の活性化対策の一つとなっている。今年度については、補助額の上限を10万円に減額したが、昨年度より申請件数が伸びた。地域経済の活性化のために引き続き制度の実施が必要である。 | 継続 | | 有 | 8事務事業の効率化(行政サービスの見直し) | 経済の活性化及び住環境の向上を図るため、地域経済の活性化対策の一つとして、市民及び建築事業者に定着している事業である。今年度から補助内容の見直しを行い実施しているが、申請件数や対象事業費に大きな差異は見られないため、事務事業の効率化を図りながら、引き続き関係団体と連携して実施する。ただし、社会経済情勢を踏まえながら、現行要綱の終期である令和5年度に向けて事業の方向性を整理していく必要がある。 |
| | | | | 79 | 経営支援設備投資事業 | 商工観光課 | 継続 | | 無 | | 既存の中小企業等への支援として需要が高い。 | 終了 | | | | 事業期間終了のため、終了とする。ただし、中小企業者の経営安定に資する取組は必要であるため、ICT活用に向けた費用助成など、社会環境の変化に対応するための新たな支援のあり方を検討する。 |
| | | 35 | ものづくり・商売に携わる人材の育成と起業促進 | 80 | 職業訓練委託事業 | 商工観光課 | 継続 | | 無 | | 市内企業や立地事業所のニーズに合った委託訓練講座を実施することで、市内企業の支援につながっている。 | 継続 | | 有 | 16受益と負担の適正化 | 一定の受講者があり、従業員のスキルアップ、就職希望者の技能習得の機会の確保につながっている。現在受講料は市が全額負担しているが、受益と負担の適正化の観点から、負担割合を設定するなど、今後の雇用情勢等を踏まえながら、引き続き自己負担のあり方について検討していく。 |
| 観光 | 観光 | 36 | 美しく懐かしい風景と伝統を活かした魅力の向上 | 81 | 三次町歴史的地区環境整備事業 | 都市建築課 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | もののけミュージアムの来館者はコロナ感染症の影響を受けて減少しているものの、終息後は観光客の受け皿の一つとして、継続して事業展開する必要がある。しかし、広場整備後は大規模事業が予定されており、事業規模を再検討する必要がある。また、まちなみ景観を保存するためにも地元と意識統一して課題解決に取り組む必要がある。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 三次地区の景観形成と回遊性向上に向けた環境整備を進めていく。来年度整備を予定しているイベント広場が新たな回遊拠点として活用されるよう、今後の事業展開を含め、地元住民や関係団体等と協議・連携して取り組む。 |
| | | 37 | 観光資源を活かした集客力の向上 | 82 | 三次版DMO事業 | 商工観光課 | 継続 | | 有 | 3市民と行政の役割分担の見直し | 今年度から職員を派遣し、組織強化を図ったところであり、今後は、現在策定中の「三次市観光戦略」に沿った組織のあり方へ移行していく必要がある。 | 継続 | | 有 | 13効率的な組織体制の確立 | 現在のDMOは、三次地区のエリア開発やマーケティングを中心に活動しているが、市全体の観光に係る調整役には至っていない。現在策定を進めている「三次市観光戦略」の中で、機能的な観光推進体制のあり方等について検討を行っている。DMOが市全域の観光マネジメントを行い、関係団体と一体となって「稼ぐ力」の創出に向けた取組を加速するとともに、新たな組織体制の早期確立・自立運営につなげていく。なお、成果指標に観光消費額や、DMOの収入に占める自主財源割合を設定するなど「見える化」し、効果検証を行う。 |
| | | | | 83 | 観光プロモーション事業 | 商工観光課 | 継続 | | 有 | 3市民と行政の役割分担の見直し | 現在「三次市観光戦略」を策定中であり、戦略に沿った事業展開が必要である。 | 継続 | | 有 | 13効率的な組織体制の確立 | 本事業は今年度からDMOに委託等を行い実施している。現在策定を進めている「三次市観光戦略」の中で、DMOを中心とした観光プロモーションの実施や、それを可能とする観光推進体制のあり方等について検討を行っている。今後は、新たな組織体制を早期に確立し、戦略に沿って取組を進めていく。 |
| | | 38 | 観光推進の組織づくり・情報発信機能の強化 | | 三次版DMO事業、観光プロモーション事業 など | | | | | | | | | | | |
| 定住・交流 | 定住・交流 | 39 | 定住のまちづくり | 84 | 定住対策推進事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 無 | | 「女性出身者の取り戻し」と「少子化の進行の食い止め」が急務であり、今後の課題であるとの提言を一社から受けていることから、継続して定住対策を推進していく。移住・定住先を選ぶ理由として、実家があることや知人がいることが要因として考えられるため、出身者やゆかりのある人をターゲットにしたUターン者への取組を強化する必要がある。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 今年度から見直しした住まいに関する補助事業の情報も含め、新たに開設した移住・定住ポータルサイト等を通じて、ターゲットを絞った情報発信を行うとともに、新たに配置した移住コーディネーターをはじめ、支所、集落支援員、関係団体などと連携し効果的かつ戦略的な定住対策に取り組んでいる。また、より具体的な事業や取組の実践を通じて、コロナ禍でも可能な手段を駆使しながら、市内外の三次市にゆかりのある関係人口の人材を巻き込み、さらなる「ツナガリ人口」の拡大に取り組む必要がある。 |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-----|----------|----------------|-------------|--------|---------|--------|--------------------|---|--------|---------|--------|--------------------|---|--|--|--|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕事づくり | 定住・交流 | | | 85 | 空き家情報バンク制度 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 本市でも空き家は増加傾向であり、市内に存する空き家の有効活用を通して、市民と市外居住者等の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報バンクでの空き家の利活用が必要である。移住コーディネーターを設置することにより移住希望者に寄り添った相談、対応を促進していく。 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 移住ニーズや「新しい生活様式」に対応するため、360度カメラの導入を行っているが、電子申請システムの活用など空き家情報バンクのさらなる利便性向上に取り組みとともに、市内在住者への対象拡大を検討する。売買成立には状態の良い物件をいかに増やすかが鍵となるため、集落支援員ネットワークとの連携を深め、登録物件と成立件数の増加につなげる。 | | | |
| | | | | 86 | 空き家バンク改修補助事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 無 | | 前要綱の終期に合わせ、補助金の交付条件(家族構成により上限額の加算)を見直し、ファミリー層に力を入れた補助内容とした。また、改修費用が大きいかからないように、家が傷む前に早めに空き家情報バンクに登録してもらえよう、事業周知にも力を入れていく。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 前要綱の終期に伴い、「定住人口の増加」を軸に、家族構成により上限額を加算するなど、ファミリー層獲得に向けた補助要件の見直しを行い、新設した事業である。見直し内容の検証を行いながら、昨年度開設した「移住・定住ポータルサイト」やSNSを効果的に活用し、ターゲット層への積極的な広報と丁寧な相談業務等により、総合的な定住促進を図る。また、空き家情報バンク制度や空家等対策事業と連携して、取組を進める。 | | | |
| | | | | 87 | Uターン者実家等改修補助事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 無 | | 前要綱の終期に合わせ、補助金の交付条件(家族構成により上限額の加算)を見直し、ファミリー層に力を入れた補助内容とした。今後の経過を見て対応していく。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 前要綱の終期に伴い、「Uターン人口の増加」を軸に、家族構成により上限額を加算するなど、ファミリー層獲得に向けた補助要件の見直しを行い、新設した事業である。見直し内容の検証を行いながら、昨年度開設した「移住・定住ポータルサイト」やSNSを効果的に活用し、ターゲット層への積極的な広報と丁寧な相談業務等により、総合的な定住促進を図る。 | | | |
| | | | | 88 | 移住者住宅取得奨励事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 無 | | 今年度開始した補助金であるため、実施状況により課題等を考えていく。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 前要綱の終期に伴い、移住を希望される方へ広く支援するため、補助金から奨励金に見直し、新設した事業である。見直し内容の検証を行いながら、昨年度開設した「移住・定住ポータルサイト」やSNSを効果的に活用し、ターゲット層への積極的な広報と丁寧な相談業務等により、総合的な定住促進を図る。 | | | |
| | | | | 89 | みよし暮らし体験支援事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 無 | | 今年度新設事業のため、今年度の様子を見ながら来年度に反省を生かしていく。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 前要綱の運用上の課題に対応するため、宿泊体験施設や補助要件のほか、空き家バンク見学や移住相談を必須とするなど全面的な見直しを行い、新設した事業である。見直し内容の検証を行いながら、昨年度開設した「移住・定住ポータルサイト」やSNSを効果的に活用し、ターゲット層への積極的な広報と丁寧な相談業務等により、総合的な定住促進を図る。また、運転免許を取得されていない方への対応や、地域住民へのおもてなし体制づくりを検討する必要がある。 | | | |
| | | | | 90 | 結婚コーディネーター事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 縮小 | 予算額 | 無 | | 現在はイベントに係る経費のうち印刷製本費、通信運搬費については、補助率が10分の10となっているが、今後は電子媒体での広報や通知など、補助率を見直す必要がある。 | 終了 | | | | | | | 事業期間終了のため、終了とする。結婚支援グループが企画するイベントにより、出会いの機会と交流の場を創出し、マッチングの成果も一定程度出ている。これまでの取組実績や成果を検証し、コロナ禍での出会いと交流のあり方や、事業名や補助内容の見直しなど、より効果的な婚活対策につながるよう検討を行う。 |
| | | | | 91 | 地域おこし協力隊事業 | 定住対策・暮らし支援課 | 継続 | | 無 | | 隊員募集・活動、そして定住につながる仕組みは、社会的ニーズは高い。起業補助金の影響もあり、最近の隊員の定住率を考えれば、協力隊制度は継続することが妥当だと考える。また、農業の担い手不足解消に向けて、県やJAアグリとも連携しながら農業研修活動を行う新たな隊員も委嘱し、三次市の基幹産業でもある農業の活性化にもつながっている。 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 任期を終えた隊員が本市に定着する流れが生まれつつあり、地域の活性化と若者の定住に一定の効果が出ているが、これまでの隊員の定住率は50%で全国的な実績値約60%を下回っている。今年度はケーブルテレビを通じた情報発信にも取り組んでいるが、引き続き、活動している隊員の定着に向けて、市民への情報発信の強化と、関係者と連携したサポート体制の充実に取り組む必要がある。 | | | |
| | 40 | 交流の推進 | | 一 | 定住対策推進事業 など | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|-------------------|----------------|----------|----------------------------|-------|------------------|---------|--------|--------------------|---|--------|---------|--------|--|---|--|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境づくり | 自然環境 | 41 | 自然とともに生きる環境づくり | 92 | ひろしまの森づくり事業 (里山林整備事業) | 農政課 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) | 申請団体も多く、提案事業も多岐にわたっており、引き続き事業継続する。ただし、今年度から3期5年目を迎え最終年度となっている。ひろしまの森づくり県民税を財源としているため、県民税が終了すれば、本事業も終了する。 | 終了 | | | | 事業期間終了のため、終了する。本事業はひろしまの森づくり県民税を財源としているため、県の動向を注視し、今後の展開を検討する。 | |
| | | | | 93 | ひろしまの森づくり事業 (環境貢献林整備事業) | 農政課 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) | 事業効果を検証し、引き続き事業継続する。ただし、今年度から3期5年目を迎え最終年度となっている。ひろしまの森づくり県民税を財源としているため、県民税が終了すれば、本事業も終了する。 | 終了 | | | 事業期間終了のため、終了する。本事業はひろしまの森づくり県民税を財源としているため、県の動向を注視し、今後の展開を検討する。 | | |
| | | | | 94 | 希少野生動植物保護事業 | 環境政策課 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 昨年度は希少種の指定を行った。今後は、地域住民への希少種保護の意識醸成を実施していく。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 昨年度に指定した希少野生動植物について、積極的に情報発信するとともに、市民や保護団体と連携し保護意識の醸成・啓発を図っていく。 | |
| 循環型社会 | 42 | 資源循環の推進 | 地域エコ活動推進事業 | 95 | 地域エコ活動推進事業 | 環境政策課 | 継続 | | 有 | 3市民と行政の役割分担の見直し | 住民自治組織が環境保全及び公衆衛生の向上に関し総合拠点としての役割を果たしていけるよう支援し、地域主体の自立した事業へと転換し、地域の環境は自らが守るという意識の更なる向上に繋げるためには事業の継続が必要である。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 各地域において住民自治組織が環境保全、ごみの減量、循環型社会の推進等の中心的役割を担っている。地域の自立的な取組となるよう、地域住民を巻き込み、引き続き環境保全活動の推進を図る。 | |
| | | | | 43 | 温室効果ガスの排出抑制と低炭素社会実現に向けた取組 | — | 地域エコ活動推進事業 など | | | | | | | | | | |
| | | | | 44 | 再生可能(自然)エネルギーの活用・省エネルギーの取組 | — | 公共施設太陽光発電システム など | | | | | | | | | | |
| 生活基盤 | 45 | 安全で快適に暮らせる生活環境づくり | 公共施設解体事業 | 96 | 公共施設解体事業 | 財産管理課 | 拡大 | 予算額 | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 公共施設等総合管理計画において、「質の見直し」「量の見直し」「コストの見直し」を基本的な考え方として施設の管理に関する課題を整理することとしており、中でも、不用品施設の除却は最も取り組むべきことである。一方で、除却経費は高額であるため、市民生活に危害を及ぼすおそれのある施設の除却を優先し、施設の量(数)を削減できるよう予算を確保する必要がある。 | 拡大 | 予算額 | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 老朽化した公共施設が増加していく中、維持管理に要する財政負担の増加も避けられない。三次市公共施設等総合管理計画等に基づき、施設の譲渡・解体を進めている。これまでは、譲渡や地元調整に注力してきたが、今後は計画の削減目標の達成のため、解体に係る予算額を拡大し、譲渡にあわせ、不用となった施設の除却を積極的に実施していく。また、市民の安全確保の観点から、市民生活に危害を及ぼすおそれのある施設の除却を優先して進める。 | |
| | | | | 97 | 小規模市道整備事業 (道路・橋梁修繕) | 土木課 | 拡大 | 予算額 | 無 | | 年間事業費を予算の早期発注や繰越事業とすることにより、土木業種の閑散期の切れ目のない工事発注をめざし、競争入札による差金等により、より多くの修繕要望に応えることが可能になる。 | 継続 | | 有 | 8事務事業の効率化(行政サービスの見直し) | 市民、道路利用者の安全を確保するため、継続的な維持修繕が必要である。老朽化の進行に伴い、今後も多くの修繕要望が見込まれる中、昨年度評価にある「客観的な基準を設定するなど、優先度に応じた効率的な事業実施の仕組み」を早急に設ける。また、一定の基準を定め、市民理解を得ながら市道再編に取り組む。 | |
| | | | | 98 | 小規模市道整備事業 (道路補修業務謝礼) | 土木課 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 地域団体等が実施する作業で、「協働のまちづくり」への成果が見込める一方で、高齢化等による地域力の低下といった課題などもあり、道路の維持管理全般において、将来に向けての検討が必要である。 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 地域住民が市道の維持管理に参加することで協働のまちづくりにつながっている。毎年一定の利用があり成果も上がっているが、高齢化等により取組が難しくなっている地域が増えている。そのため、今年度から実証実験を行っている、ICTを活用した新たな取組の結果を検証し、持続可能な事業のあり方を検討する。 | |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|------|-----|----------|------------------------|-------|--------|---------|--------|---------------------|--|---|---|--|--------------|--|---|--|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境づくり | 生活基盤 | | | 99 | 小規模市道整備事業 (支障木伐採業務) | 土木課 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 道路環境の保全と安全な道路状況を確保することは、市民生活・経済活動に直結する事業であり、かつ地元住民が直接支障木の伐採を実施するということで、「協働のまちづくり」への成果が見込める。その一方、高齢化等に伴う地域力の低下といった課題などもあり、将来を見据えた道路環境の保全全般について、検討する必要がある。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 支障木処理は、原則、山林所有者の責務であるが、安全な道路環境維持のため、行政の関与も必要である。地域団体等も直接伐採作業に実施できる制度を設け、一定の成果も上がっているが、高齢化等により取組が難しくなっている地域が増えている。そのため、除草作業で取り組んでいる実証実験の結果も踏まえ、本事業への導入も視野に、今後も持続可能な事業のあり方を検討していく。 | | |
| | | | | 100 | 市道整備事業 | 土木課 | 継続 | | 無 | | | 整備手法については改善の余地は残されており、整備年次を考慮していく必要がある。 | 継続 | | 有 | 7コストの削減(行政サービスの見直し) | 市民の安全・安心の確保や利便性向上のため、計画的な整備に取り組む必要がある。今後も多くの整備要望が見込まれるため、新たな改良路線の選定については客観的な基準を設けるとともに、引き続き効率的な事業実施の仕組みを検討する。 | |
| | | | | 101 | 県道改良事業 | 土木課 | 継続 | | 無 | | | | 道路法第17条第2項により、市内完結の20路線の道路改良事業が市の判断で可能となったため、財源確保により確実に改良を実施していく必要がある。 | 継続 | | 有 | 7コストの削減(行政サービスの見直し) | 市民の安全・安心の確保や利便性向上のため、計画的な整備に取り組む必要がある。今後も多くの整備要望が見込まれるため、新たな改良路線の選定については、客観的な基準を設けるとともに、引き続き効率的な事業実施の仕組みを検討する。 |
| | | | | 102 | 橋梁改良事業 | 土木課 | 継続 | | 無 | | | | インフラの長寿命化については、橋梁に限らず対象となる道路施設について今後計画を策定し確かな維持管理が求められているが、特に橋梁の長寿命化事業は安心・安全な道路交通網の確保を図るために必要な事業となっている。 | 継続 | | 有 | 7コストの削減(行政サービスの見直し) | 建設から50年以上経過した橋梁が増加している。市民の安全・安心の確保のため、橋梁点検調査事業による調査結果を有効に活用し、計画的な修繕により橋梁の長寿命化を図る。また、予防保全型の維持管理により費用の縮減と平準化を図る。 |
| | | | | 103 | 空家等対策事業 | 都市建築課 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | | | 将来、少子高齢化が更に進めば、世帯数が減少していくため、積極的な手立てを講じなければ空家は更に増加する見込みである。所有者に対し、空家の適正管理の周知とともに、相談に対応できる庁内・関係団体の連携体制づくりが必要である。一方で、空家等の管理は所有者が自己責任で自主的に管理することが大原則であり、市は、所有者がそのことを理解し行動できるよう、三次市空家等対策計画の見直しを継続して行うとともに、事業、体制、実行方法と内容の改善・洗練を図る。 | 終了 | | | | 事業期間終了のため、終了とする。ただし、倒壊の危険性がある空家等の管理については、生活安全の観点からも迅速な対応が必要であるため、空家対策は引き続き推進するものとする。事業内容については、三次市空家等対策計画の見直しにあわせて、これまでの成果や課題を総合的に検証し、日本郵便との連携も含め、より効果的な対策のあり方を検討する。 |
| | | | | 104 | 生活用水施設整備補助事業 | 水道課 | 継続 | | 無 | | | | 一般会計で行う生活用水施設整備補助金については、水道事業計画区域外で、日常的に生活用水の不足している家庭に対して水の確保を行う事業である。また、今年度からは水道事業会計において、給水区域内であっても水道本管までの延長が長く、水道接続に多額の工事費を要する世帯に対して補助を新設した。新たに水道を整備する場合、現在では水道本管は末端から2戸目まで整備するが、過去においては末端から5戸目までしか整備しなかった時期もあり、同じ給水区域内であってもかかる工事費に大きな差が生じている。これができるだけ解消し、水道接続の後は水道料金等で収益化にもつながる仕組みとして制度設計を行った。水は一番必要なライフラインであり、生活環境の充実のためにも補助事業の継続が必要である。 | 継続 | | 無 | | 上水道の計画区域外で生活する市民に対し、安全な生活用水を供給するために必要な事業である。また、給水区域内であっても水道本管までの延長が長く、水道接続に多額の工事費を要する世帯に対しても支援できるよう今年度から制度内容の見直しを行った。制度改正の趣旨を丁寧に説明するとともに、今後は、一定の期間を設けた上で、見直しに伴う効果検証を進めていく。 |
| | | | | 105 | 水道施設整備事業 | 水道課 | 継続 | | 有 | 7コストの削減(行政サービスの見直し) | | | | 水道未普及地域の水道施設の整備や老朽管更新を行うことによって、ライフラインの整備拡充及び生活基盤の充実を図る。水道事業は人口減少等により厳しい経営状況の中でも、施設を恒久的に維持管理していかなければならない。法定耐用年数を過ぎた管路等が破損する前に更新していくためには、令和元年度に策定した「更新計画」に定めた単年度あたりの更新費用(10億～11億)に増額しなければならないが、事業をすれば起債に頼ることになるため、昨年度からの実施計画は8億としている。水道広域連携することで対象となる国交付金の活用により、起債額を抑え、更新計画の遅れを取り戻したい。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------------|------|-----|----------|---------------|------------------------------------|-----------------|---------|--------|--------------------|---|--------------|---|--------|---------------------|---|--------------------|--|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境づくり | 生活基盤 | | | 106 | 小型浄化槽設置整備補助事業 | 下水道課 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | 公共下水道等の整備区域は限定されるため、その区域外の地域における水質汚濁防止対策として合併処理浄化槽設置は、公共用水域の水質保全において有効な施策である。 | 終了 | | | | 事業期間終了のため、終了とする。 ただし、公共下水道や農業集落排水等の未整備区域における水質汚濁防止、生活環境改善を図るために必要な事業であるため、ただちに補助が打ち切られることがないようにし、その上で、これまでの取組を検証し、より効果的な支援のあり方を検討する。 | | |
| | | | | 107 | 公共下水道事業 | 下水道課 | 継続 | | 無 | | 社会的ニーズ、市民ニーズも高く、早期の下水道整備が望まれていることや、事業計画区域の整備が概成されていない状況を踏まえ継続と判断した。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 良好な生活環境を保つため、事業を着実に進捗して接続率の向上を図り、事業効果を最大限に発揮させる。 成果指標に事業進捗率や接続率を設定するなど「見える化」し、成果の向上を図る。また、各年度の整備量を平準化し、財政負担の軽減を図る。 | | |
| | | | | 46 | 都市の中核・拠点性の強化 | 108 | 三川合流部周辺河川環境整備事業 | 都市建築課 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 河川周辺部の利活用需要は高まっており、ハード・ソフト面通じて更なる取組が必要である。「三次市三川合流部周辺河川環境整備計画第3次重点プロジェクト」を策定中であり、本内容に併せて事業規模の検討と市民・行政の協働が必要となる。 | 終了 | | | | 事業期間終了のため、終了とする。 ただし、本市の特色の一つである三川合流部の賑わい創出等は必要であるため、「かわまちづくり」は引き続き推進するものとする。 事業内容については、三次市三川合流部周辺河川環境整備計画重点プロジェクトの見直しにあわせて、これまでの成果や課題を総合的に検証し、国、県、地域住民ならびに関係団体と連携し、より効果的な事業のあり方を検討する。 |
| | | | | 109 | 地籍調査事業 | 財産管理課 | 継続 | | 無 | | 地籍調査については、地区住民から実施要望書が提出されるなど、市民のニーズが高まっていることに加え、公共事業予定地において地籍調査が未了である場合は、用地取得が難航するなど、事業実施は急務であり、市全体の早期完了を目指している。 また、新規着手地区については、公共事業実施予定箇所なども勘案して事業実施していく必要がある。 | 継続 | | 有 | 9事業の迅速化(行政サービスの見直し) | 相続や公共事業による用地買収など境界等の確定に必要なため、着実に進めていく。土地所有者が高齢化し不在地主も増加しているため、引き続き作業効率を高めて事業の迅速化を図る。 | | |
| | | | | 47 | 地域生活拠点の機能確保 | 住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)集落支援員事業 など | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 48 | 広域交通体系の確立 | JR芸備線・福塩線利用促進事業 など | | | | | | | | | | | | |
| | ICTの積極的な利活用 | | | 110 | ICT利活用推進事業 | 情報政策課 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 今年度からの取組であり、実施結果を踏まえ、スマホ教室の内容や運営手法、コンソーシアムの活動内容について検討を行っていく。特にコンソーシアムについては、デジタル技術の活用だけでなく、地域課題の共有といった意見交換も行い、期待される取組を行っていく。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 三次版スマートシティ構想に掲げる、ICTの利活用によって、市民の暮らしを便利で豊かにし、持続可能なまちづくりを実現するため、必要な取組である。 スマホ教室やセミナーなど、デジタル化の恩恵を享受できるようICTリテラシー(ICTを正しく適切に利用・活用できる力)の向上に取組む一方で、利用できない方へも配慮しながら進める必要がある。 また、実施結果を踏まえ、手法や内容について検討を行う。 | | |
| | | | | 50 | 美しい景観づくり | 111 | 農村環境保全事業 | 農政課 | 継続 | | 無 | | 引き続き農村環境の保全に努める必要がある。 | 継続 | | 有 | 1積極的な情報公開と市民との情報共有 | 農村地域の農地・水・環境の良好な環境保全の確立を図るため、有効な取組である。農村の環境を守る地域ぐるみの共同活動等が広がるよう、普及啓発を行っていく。 |
| 景観形成 | | | | 112 | 尾関山公園周辺整備事業 | 都市建築課 | 継続 | | 無 | | 「尾関山公園サクラ等植生管理計画」に基づき、適正に管理されていることで、三次市を代表する観光資源となっている。ファンクラブ組織も環境保全の維持に貢献している。 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) | 本市を代表する桜の名所の一つである尾関山公園のサクラ等の適切な植栽管理は、景観・樹木の維持のために重要な取組である。管理計画に基づき、尾関山ファンクラブの会員とともに専門家と協力しながら計画的に進めていく。 また、重点整備期間終了を見据え、これまでの取組を検証し、規模の適正化や効率的な管理手法(経費抑制)など、今後の持続的な植栽管理に向けて具体的な検討を行う。 | | |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----|------------|-----------------|----------|-----------------|------------------------------|--------|---------|--------|------|--|---|--|--------|--------------------|--|---|--|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| しくみづくり | 51 | つながるしくみづくり | 一人ひとりの「参加」と「行動」 | 113 | ウチソト”ツナガリ”つなぐ事業 | 地域振興課 | 継続 | | 無 | | 市内の各高等学校が、自ら実践している地域活動や地域貢献活動について、市内事業所や地域と協力し合い、高校生の自己実現に繋がっている。また、高校生の活動をきっかけに、各地域で地域間、世代間、組織間を超えて「つながる場」づくりに取り組みもうとしている状況もあり、この取組を継続していきたい。 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | ”ツナガリ人口”の拡大に向け、大学や高校との連携を継続し、市内事業所や地域等と協力して「つながる場」づくりに取り組むとともに、地域づくりに対する若い世代の意欲的なチャレンジや活動支援、さらには市内外の人材の交流促進をさらに促進する。 また、「三次市ふるさとサポーター事業」との連携など、ソトとのツナガリを一層強化し、取組の輪が広がるよう事業を進める。 | | |
| | | | | 114 | 集落支援員事業 | 地域振興課 | 継続 | | 無 | | 各集落支援員が自主的にネットワークを構築され、情報共有することで、一地域での取組ではなく、市全体の定住促進の取組になりつつある。自治組織との連携も深められており、回帰支援センターへの各地区の情報提供など新たな取組も始まり、定住人口の増加にもつながっている。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 地域の実情を知る集落支援員が、定住対策を中心に取組まれ、自主的なネットワークの構築により効果的な情報共有が図られ、空き家バンク登録やマッチングの促進等につながっている。 支援員によって取組に差がみられることから、集落支援員ネットワークを強化し、各集落支援員の活動も参考にしながら、各地域に合った定住対策を進め、集落の維持・活性化に取り組む。 | | |
| | 52 | 住民自治の推進 | | | 115 | 地域未来づくりアドバイス事業 | 地域振興課 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 3年間の地域人材育成・派遣事業による19地区の人口・地域分析調査結果を基に、各地区がミクロ的に定住対策に取り組もうとしている。各地区の今後の取組に対し、引き続き調査分析とアドバイスや具体的な提案が必要となる。ただし、地区によっては、調査結果やアドバイス等を受けても実践しないところもある。いかに各地区が実践していくか、実践する気になるかが重要になる。 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | これまで行ってきた取組による現状を「見える化」し、各地区が変化を実感できるような具体的な提案や支援を行うため、フォローアップとして新設した事業である。 各地区によって実践に向けた意識に温度差があるため、いかに底上げを図るかが課題である。引き続き専門家とともに地域に出向き、一体となった取組を進めるとともに、「見える化」した現状を成果指標に追加し、成果の向上を図る。 また、実施にあたっては、市の全体的な施策との整合を図る。 | |
| | | | | | 116 | 地域集会施設整備等事業 | 地域振興課 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 自主防災意識の向上や地域コミュニティの活動が活発になればなるほど、その拠点となる地域集会施設の整備は重要な課題となる。また、高齢化が進む中で地域避難所としての機能を維持するためには、維持修繕や改修が必要なケースが増加していく。 集会施設の地元譲渡を進めている状況を鑑み、集会所の件数や利用率等を踏まえ、事業内容を検討する必要がある。 | 終了 | | | | 事業期間終了のため、終了とする。 ただし、地域避難場所となっているものが多く、また住民のコミュニティづくりや活動の場等として地域集会施設が果たす役割は大きいと、ただちに補助が打ち切られることがないようにし、その上で、これまでの取組を検証し、より効果的な事業のあり方を検討する。 検討にあたっては、今後も維持修繕や改修、手すり設置など機能向上ニーズの増加が見込まれるため、要望者の理解を得ながら、優先度に応じた支援を進めていく。 | |
| | | | | | 117 | 自治振興活動費補助事業 | 地域振興課 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 住民自治組織に行政サービスの一部を担っていただいております。本事業は必要なものと判断している。ただし、地域資源活用支援事業を含め、各住民自治組織の活用内容やあり方については、見直していく必要性を感じている。交付金と補助金をトータルで考え、まちづくりの担い手育成やNPO法人や地域活動実践者、任意団体、若い世代などと一緒に取り組む活動が必要である。 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) | 住民自治組織の活動を支えるために必要な事業ではあるが、その活用目的や活用の仕方などの見直しについて、理解を求めていく必要がある。 今年度の据置き期間終了に伴い、これまでの取組を総括するとともに、住民自治組織と丁寧な協議を重ね、活動実態に応じた支援への転換など、今後の効果的な支援のあり方について、早期に方向性を定め、来年度からの円滑な移行に努める。 | |
| | | | | | 118 | 地域資源活用支援事業 | 地域振興課 | 継続 | | 有 | 6成果の向上(行政サービスの見直し) | 主な申請団体である住民自治組織に行政サービスの一部を担っていただいております。本事業は必要なものと判断している。ただし、活用内容やあり方については、見直していく必要がある。まちづくりの担い手育成やNPO法人や地域活動実践者、任意団体、若い世代などと一緒に取り組む活動が必要である。 | 継続 | | 有 | 10効果の検証(行政評価) | 「地域まちづくりビジョン」の実現や新たな地域資源の創造を支援することは重要だが、今年度の「自治振興活動費補助事業」とあわせて一体的に事業効果を検証し、効果的な支援のあり方について、早期に方向性を定め、来年度からの円滑な移行に努める。 | |
| | | | | | 119 | 住民自治活動の推進 (まちづくりサポートセンター) | 地域振興課 | 継続 | | 無 | | | 各地域とも担い手不足や、若者・女性の参画が困難な状況など課題を抱えている。加えてコロナ禍により急激に社会情勢も変化している中、従来の事業の中止や延期・見直しなど、対応も急務となっており、住民自治組織が継続的に活動できるようサポートする必要性は大である。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 昨年度、コーディネーター機能を強化するなど制度の見直しを行ったが、コロナ禍を背景に、これまでの課題が顕在化してきている地域や特色ある取組ができない地域もあるため、住民自治組織とともにイベントなどの慣例化した活動内容を検証するとともに、「地域まちづくりビジョン」や「地域未来づくりアドバイス事業」の実践をサポートし、着実に地域課題解決に結びつけていく。 また、引き続き市民・地域と行政の役割分担、協働のあり方等について検討を進める。 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------------------|------|--------------|----------|---------------------------------|-------|-------------------|--------------|--|--------------------|--|--------|--------------|--|--------------|---|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| しくみづくり | つながるしくみ | | | 120 | 住民自治活動の推進 (まちづくりサポートセンター) | 君田支所 | 継続 | | 有 | 3市民と行政の役割分担の見直し | まちづくりは、住民自治組織を中心にその地域に住んでいる人が主体となるものであり、行政は、それを支援していくことが求められている。自治活動を担う人材が不足する中で、住民自治組織と行政がそれぞれの役割を明確にし、連携していく必要がある。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | コロナ禍により、ほとんどの行事や会議が開催されなかったが、日常業務の中で住民自治組織と情報共有しながら連携を図っている。第2次君田地域まちづくりビジョンの中間期を迎えるため、見直しに向けて支援していく。 |
| | | | | 121 | 住民自治活動の推進 (まちづくりサポートセンター) | 布野支所 | 継続 | | 有 | 3市民と行政の役割分担の見直し | まちづくり計画の内容実現に向け、住民自治組織と対話を重ね情報共有しながら継続した取組を行うことが重要であり、今後もまちづくりサポートセンターのサポートが期待されている。また、社会情勢の変化にあわせ役割分担の見直しを行いながら、状況に応じた支援が求められる。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | コロナ禍により、大型イベントは実施されなかったが、住民自治組織や道の駅が協力し、地域が主体となって常会単位での移動販売やカフェを実施されるなど、コロナ禍の現状に即した新たな事業展開が図られている。今後も住民自治組織等と対話を重ね、情報共有を図りながら取組を支援していく。 |
| | | | | 122 | 住民自治組織の推進 (まちづくりサポートセンター) | 作木支所 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | まちづくりサポートセンターは「新市まちづくり計画」に位置付けられた地域のまちづくりに対する行政の支援機能であり、本庁(地域振興部)、各支所で適切な支援を継続していく。住民自治組織を中心としたまちづくりの活動に対し、全庁的な取組みの体制・意識を高めていく必要がある。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 一般社団法人作木町自治連合会、NPO法人元気むらさきぎ、支所の三者が連携してまちづくりに取り組んでいる。昨年度に策定した第3次作木町まちづくりビジョンの実行に向けて支援していく。 |
| | | | | 123 | 住民自治活動の推進 (まちづくりサポートセンター) | 吉舎支所 | 継続 | | 有 | 4内容の改善(行政サービスの見直し) | まちづくりサポートセンター運営要綱に定める支援機能が支所には具体的に備わっていないため見直しが必要である。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 吉舎町拠点施設「よっしゃ吉舎」の供用開始により、住民自治組織と各種団体等の定期的な交流の場が設けられるなど、まちづくりの拠点化に向けた試みが行われている。今年度終期を迎える吉舎町まちづくりビジョンの改定に向けて支援していく。まちづくりサポートセンターのあり方については、地域振興課とともに検討を進める。 |
| | | | | 124 | 住民自治活動の推進 (まちづくりサポートセンター) | 三良坂支所 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 人口減少や高齢化など、地域の活力が低下しているが、コロナウイルス感染症により新しい生活形態が推奨されるなど、地方への移住などのニーズは高まっている。市民と行政が協力して地域の魅力を引き出し、UターンやIターン等の移住者を呼び込むことによって地域を再生していくことができると考えられる。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | コロナ禍により、中止を余儀なくされたイベントもあったが、住民自治組織や関係団体等の連携のもと、規模を縮小し、これまでのあり方を見直しながら開催が図られている。三良坂町まちづくりビジョンアクションプランの策定支援や、移住ニーズを捉えた土地区画整理に伴う分譲地の販売促進に力を入れるとともに、引き続き新たなコミュニティの形成に向けた取組を進める。 |
| | | | | 125 | 住民自治活動の推進 (まちづくりサポートセンター) | 三和支所 | 継続 | | 無 | | 住民自治活動と行政は、連携、協働し、継続したまちづくりの取り組みが必要である。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | コロナ禍により、会議等の回数は減少しているが、住民自治組織や集落支援員との連携が図られている。地域主体による魅力発信事業や、第3次みわ地域まちづくりビジョンの策定等を支援していく。 |
| | | | | 126 | 住民自治活動の推進 (まちづくりサポートセンター) | 甲奴支所 | 継続 | | 無 | | 住民自治の推進を図るため、担当職員が十分にケアしていく必要がある。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 住民自治組織との対話を重ねるとともに、若者を中心にまちづくりが盛んに行われており、昨年度は人口が社会増となっている。引き続き、住民自治組織をはじめとする地域住民主体のまちづくりを支援していく。 |
| | | | | 53 | 企業や市民団体、目的型コミュニティなどの支援・育成と連携の推進 | - | ウチソト"ツナガリ"つなぐ事業など | | | | | | | | | |
| 54 | 対話と共感を大切に市民と協働するまちづくり | | シティブロモーション事業 | 秘書広報課 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 今年度に策定する戦略プラン踏まえ、来年度以降のプロモーションの実施につなげていく必要がある。 | 継続 | | 有 | 2市民と行政の協働と連携 | 三次市の認知度を高め、定住・交流人口の増加を図るため、重要な取組である。三次ブランドの構築・戦略策定にあたっては、「市民の共感」を第一に、意向調査やワークショップ等を行い丁寧に合意形成を図る必要がある。市民等との協働・連携による三次の魅力創出と戦略的なプロモーションを展開し、三次プライド(誇り)の醸成と、市外在住者に対する来訪・回帰の動機づけにつなげる。 | | |

| | | | | 事務事業評価結果 | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|------------------|------------------------|-----------------------|--------------|-----|--------|---------|--------|-----------------------|---|--------|---------|--------|-----------------------|---|
| 取組の柱 | 大項目 | 施策番号 | 施策名 | 事務事業番号 | 事務事業名 | 所管 | 1次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 1次評価判断理由 (担当課) | 2次総合評価 | 拡大・縮小内容 | 改善の必要性 | 改善区分 | 2次評価判断理由 (内部チェック会議) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| しくみづくり | 行財政改革 | 55 | 社会の変化を的確につかんだ政策の選択と重点化 | — | 4つの挑戦 など | | | | | | | | | | | |
| | | 56 | 効率的で安定した行財政基盤づくり | 128 | トータル収納システム事業 | 収納課 | 継続 | | 無 | | 社会的ニーズ、市民ニーズは極めて高い。トータル収納としての基盤構築により新たにチャンネルの拡大においてイニシャルコストは不要であり、有益なチャンネルの拡大が可能である。納付消込作業においても、一括データ取得・消込により、事務効率性が極めて高い。 | 継続 | | 有 | 7コストの削減(行政サービスの見直し) | 市税等を金融機関での窓口納付だけでなく、コンビニやクレジット、ATM、スマホなど多様なチャンネルで納付を可能とする環境整備は、利用者の利便性を高めるとともに、収納率の向上、ひいては自主財源の収入確保につながる重要な取組である。 また、今年度から新たに諸証明交付手数料のキャッシュレス決済を導入しており、今後は運用上の課題や効果を整理していく必要がある。なお、収納チャンネルに係る一部の取扱手数料については、コスト削減に向けた対策を引き続き検討・実施する必要がある。 |
| | | 57 | 市民の期待にこたえる市役所づくり | 129 | 土・日曜日窓口業務 | 市民課 | 縮小 | 事業規模 | 有 | 8事務事業の効率化(行政サービスの見直し) | 勤務などにより平日や夜間窓口に来庁が困難な方には、一定の利便性の向上にはつながっている。反面、毎週土日を閉庁することにより、平日の職員配置が不十分となり、専門性や正確性、迅速性が求められる窓口対応に支障をきたす場合がある。昨年度実施した来庁者アンケート結果などの検証やオンライン申請の導入を見据えて、土・日窓口業務のあり方を見直していく。 | 縮小 | 事業規模 | 有 | 8事務事業の効率化(行政サービスの見直し) | 市民に定着している窓口サービスであり、平日来庁が困難な方への利便性向上にもつながっている重要な取組であるが、社会環境の変化や業務の運用上の課題が生じている。 そのため、昨年度に実施した来庁者アンケート結果等を検証するとともに、「オンライン行政サービス事業」による諸証明書のオンライン申請など、コンビニ交付も視野に入れたICTの活用により時間や場所に制約されない、新たな方法による行政サービスの導入を進めている。 来庁者ニーズを踏まえながら、令和5年度を目標に段階的に縮小していく。あわせて、市民への丁寧な説明・広報を行う。 |
| その他 | 58 | 計画的な行政運営と広域連携の推進 | — | 第4次三次市行財政改革推進計画の推進 など | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |